

別記様式第1号(第四関係)

たい ら ち く
平等地区 活性化計画

ふくいけん
福井県(代表)

ふくいけんえちぜんちょう
福井県越前町

平成25年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	平等地区活性化計画	都道府県名	福井県	市町村名	越前町	地区名(※1)	平等地区	計画期間(※2)	平成25年度から平成29年度
-------	-----------	-------	-----	------	-----	---------	------	----------	----------------

目標 : (※3)

本地区は団体営開拓パイロット事業により整備された区域であるが、整備後40年以上が経過し、経年劣化による施設の老朽化が著しいことや、湿田状態であり営農条件が悪いことから営農に労力を要している。そのため、基盤整備(農業用排水施設および暗渠排水)事業を行い、耕作者の農地離れに歯止めをかけるとともに、担い手への農地の利用集積を促進することにより、後継者が農業に取り組める条件を整え、担い手が意欲を持って定住できる環境を整備していく必要がある。このため、農業生産性の効率化、持続化を図り、地区全体の定住維持(人口減少率1.5%以内)目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地区は、越前町中部に位置する集落で、中山間地域ではあるが一次整備が施された圃場条件の良い水稻単作地域である。

従来から農家組合等を中心に農業用施設の維持管理に積極的に取り組んでおり、平成12年度から実施された中山間地域等直接支払事業で活動しており、地域農業への理解から生活環境に対する取組に至るまで、積極的に取り組んでいる。

現状と課題

本地区は昭和40年代に整備された区域であるが、取水施設については整備後40年以上が経過し更新の時期となっている。また、流域が小さい普通河川(平等川)より揚水機2台(取水ポンプと中継ポンプ)にて圧送し自然圧により配水している状況であるが、施設の老朽化(石綿管)に伴う維持管理費の増大と、取水施設付近の河床変動により現施設では取水不能となっている。また、湿田状態でもあるため、農業経営を圧迫している状況である。

これらの課題を解決するためには、老朽化した取水施設の整備、乾田化を図り、生産基盤整備を契機に農用地の利用集積を促進し、担い手を中心とした営農体系を確立する必要がある。

今後の展開方向等(※4)

基盤整備事業により、老朽化した取水施設の整備および暗渠排水整備を実施し、担い手への集積を進めることで地域農業の振興および活性化を図り、地域住民の定住化、担い手となりうる農業後継者の育成を図る。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
越前町	平等地区	基盤整備 (①農業用用排水施設)	越前町	有	イ	
越前町	平等地区	基盤整備 (③暗きよ排水)	越前町	有	イ	

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの	土地の利用目的			備考	
		登記簿	現況		土地所有者			土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
					権利の種類(※1)	氏名	住所	権利の種類(※1)	氏名	住所		

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

3 活性化計画の区域(※1)

平等地区(福井県越前町)	区域面積 (※2)	128.3 ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積128.3haのうち農用地面積は80.4haで62.6%を占める。		
②法第3条第2号関係: 地域人口の減少(H20→H24で9.1%減)傾向からみて、農業農村活性化の必要があり、それには、生産基盤の整備による担い手育成や農村環境保全を実施し、定住者の維持(減少率1.5%以内)を図ることが必要な区域である。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は、農業振興地域であり、市街化区域は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、基盤整備(農業用用排水施設・暗きよ排水)事業の実施に伴い、担い手の育成・確保や生産性の効率化、持続化を図り、地域農業の活性化を促進するため、地区全体の定住人口減少の抑制(減少率1.5%以内)を目標としている。

達成状況の把握は、計画期間後(平成29年度)に住民基本台帳を基に検証し状況を把握し、地区内の農用地利用状況と地区全体(関係農家)の定住人口について達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする

【記入要領】

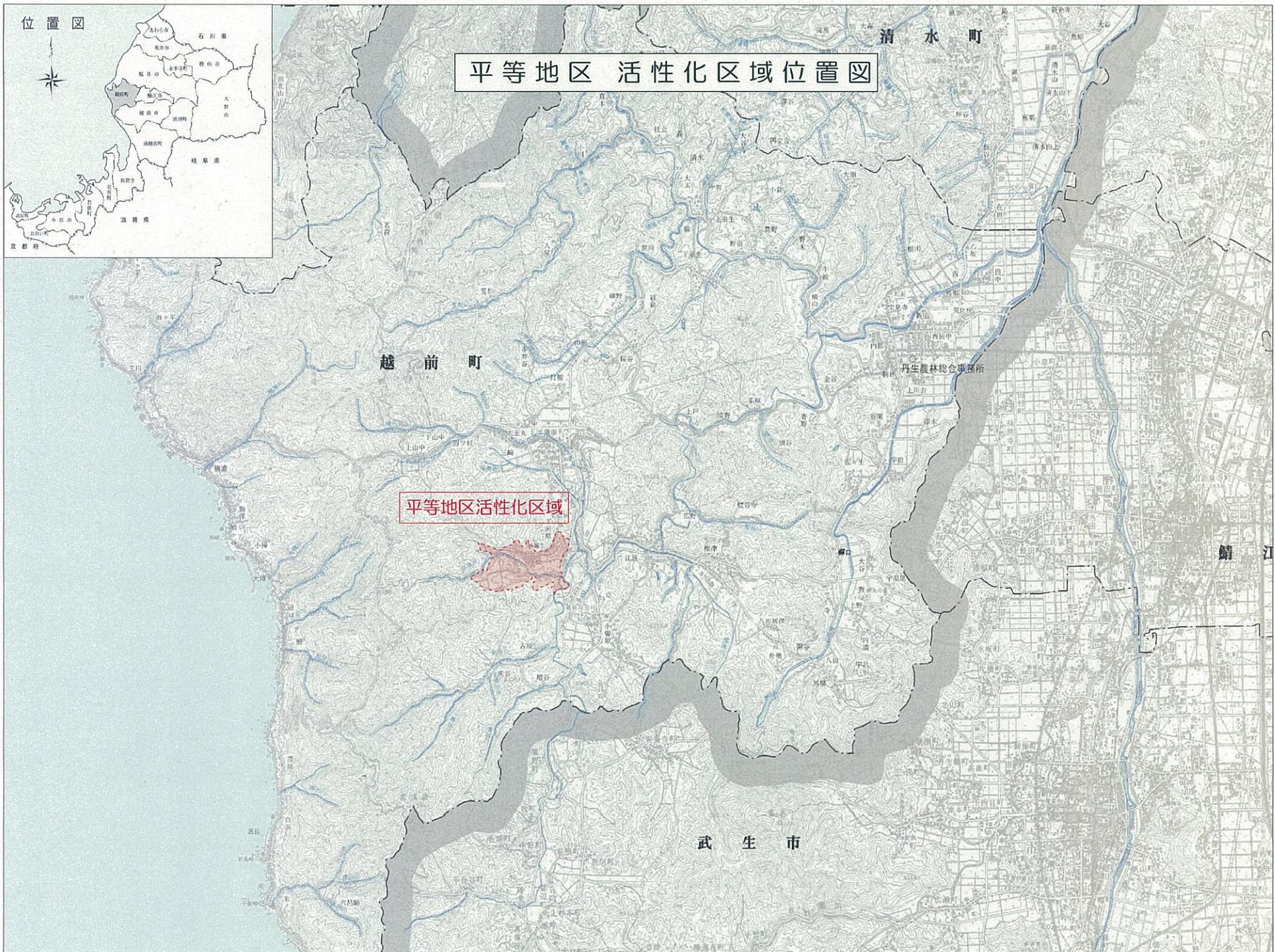
- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。



平等地区活性化区域図

取水・揚水施設 N=1式

ため池 N=1箇所

農業用排水 A = 12.7ha
暗きよ排水 A = 12.7ha

活性化区域 A = 128.3 ha

農用地区域 A = 80.4 ha

凡 例

	国 道
	県 道
	町 道
	河 川
	活性化区域
	農業用排水
	暗きよ排水
	た め 池
	揚 水 機 場
	取 水 施 設

S = 1:10,000

1000

2000 m

0 200

陶芸館

至武生

越前陶芸村

陶芸館

織田净化

センタ

陶芸大橋

至武生

下河原

下河原橋

織田中学校

至武生

中央公園

至武生

オダイコヒルズ

至武生

神明神社

至武生